



日行連発第 677 号
令和 4 年 8 月 26 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
登録委員会
委員長 金沢 和則

会社法の一部改正（令和 4 年 9 月 1 日施行）に伴う行政書士法の一部改正について
(お知らせ)

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）の施行に伴い、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第 71 号。以下「改正法」という。）が本年 9 月 1 日に施行されます。これにより、行政書士法の一部も改正され（末尾の新旧対照表を参照ください）、行政書士法人届出事務に関する取扱いに一部変更が生じますのでご留意ください。

記

<主な改正内容>

1. 従たる事務所の登記は主たる事務所の所在地を管轄する法務局においてのみ必要となります。

行政書士法人の従たる事務所の所在地を管轄する法務局における登記義務が廃止されることになることから、従たる事務所の設置、廃止等の登記は、主たる事務所所在地を管轄する法務局にて行うようお願ひいたします。

2. 日行連への届出に係る添付書類が変わります。

改正法施行後の届出に際しては、「主たる事務所所在地を管轄する法務局が発行する登記事項証明書」を添付いただくようお願ひいたします。

参考：行政書士法（抄）新旧対照表

改正後	改正前
(行政書士法人の入会及び退会)	(行政書士法人の入会及び退会)
第十六条の六 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。	第十六条の六 行政書士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在地の行政書士会の会員となる。
2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地（従たる事務所を設け、又は移転したときにあっては、主たる事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該事務所（従たる事務所）	2 行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

<p>所を設け、又は移転したときにつきにあつては、当該従たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。</p> <p>3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにつきにあつては、主たる事務所の所在地）においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。</p> <p>4～6 <略></p>	<p>3 行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。</p> <p>4～6 <略></p>
---	--

以上